

2019-2020 ロッテアライリゾート スノースポーツスクール・ガイド加盟システム

1. 目的

ロッテアライリゾート（以下 LAR）は、自社が所有していないまたは、直接提携していないスノースポーツスクール・ガイドが、LAR 内の全てのリフトを営利目的の営業に使用するためには、認定事業者として加盟しなくてはならないことを正式に取り決めいたしました。その目的は、LAR でお客様が得られる経験の質を保証することで常にお客様の安全、楽しさを維持し向上するためです。

そこで、LAR は自社が所有していないまたは、直接提携していないスノースポーツスクール及びガイドを認定するための制度として正式に「ロッテアライリゾートスクール・ガイド加盟システム」を制定致しました。

このことにより、LAR から認定されずに、LAR においてスノースポーツスクールおよびガイド事業を実施することを禁止します。

2. 対象

LAR において、営利目的（金銭的報酬が発生する）でスノースポーツスクールまたはガイド事業(写真ガイド事業も含む)をすでに実施しているかまたは、実施する予定の団体、企業、またはそこに所属する個人とします。

3. 加盟条件

LAR は下記の加盟条件を 2017-2018 冬期シーズンから実施することを決定いたしました。

- 1) 申請者は、日本の法規を遵守した運営をすること。
- 2) 申請者は、LAR のスタッフ及び関係者等に協力的な運営を行うこと。
- 3) インストラクター業として申請をする場合は、代表者（校長）は別紙で定める日本または国際的なスキー及びスノーボード統括団体が発行したスノースポーツの資格を保有し、その監督下において雇用する全てのインストラクターは、日本または国際的なスキー及びスノーボード統括団体が発行したスノースポーツの資格を有すること。
- 4) ガイド業として申請する場合は、すべてのガイドが下記資格のいずれかを所持しているか、所持している者の管理下でガイド業を行うこと。
 - アバランチオペレーションレベル 1 (雪崩業務従事者資格)
 - 日本山岳ガイド協会のスキーガイドステージ Ⅰ
- 5) 申請者は有効な第三者損害賠償責任保険（1 事故につき 1 億円以上）に加入していること。
- 6) 申請者が雇用する全ての従業員とインストラクター・ガイドは、日本で法的な就労許可を得ていること。外国人従業員の場合は、その者の在留カード又は外人カードによる就労許可を得ている証拠をリフト券受け取りの際に提示すること。
- 7) 申請者が雇用するインストラクターは LAR により発行された「ロッテアライリゾートパートナーシップライセンス」を携帯し、スノースポーツスクール又は、ガイド業の申請ユニフォームを着用すること。

8) ユニフォームを着た全てのインストラクター及び、ガイドは LAR 発行の「ロッテアライリゾートパートナーシップライセンス」を携帯しなくてはならない。

- 全てのスノースポーツインストラクター及びガイドは、認定事業者加盟申し込み及び、登録時に発行されるライセンスを携帯しなければならない。ライセンスはガイドまたはインストラクター1 名につき 1 枚発行。
- ライセンス発行料は 1 枚につき 10,000 円となります。
- ライセンスはシーズン終了後、無効となります。

4. 申請手続き

申請者は「ロッテアライリゾートスノースポーツスクール・ガイド加盟システム」申請書を必要書類と共に遅くとも、申請者が運営するスノースポーツスクールの営業開始日 1 週間前までに LAR に提出することとします。

※注意：いかなる状況下においてもロッテアライリゾートをレッスン待ち合わせ場所として利用または宣伝することを禁止します。

申請に必要な書類：

- 1) ロットアライリゾートスノースポーツスクール・ガイド加盟システムの申請書を記入。
- 2) グループまたは会社の概要。事業内容に関する詳細な説明、所在地、夏期・冬期の連絡先、および日本語を話す従業員の連絡先を含む。
- 3) 申請者の危機管理計画書の写し。お客様や従業員が負傷した場合または重大な事故が発生した場合に必要となる。
- 4) 従業員のトレーニング、向上計画の控え。
- 5) 申請者が運営するスノースポーツスクール・ガイドのユニフォーム写真。
- 6) 雇用するインストラクターの人数。
- 7) 代表者の詳細と保有資格。
- 8) ロットアライリゾートパートナーシップライセンスを発行する従業員およびインストラクターの一覧。外国人従業員の場合は、日本での就労許可を得ている証拠（就労ビザの写し等）およびその者の外国人登録カードの写しを提示すること。
- 9) 第三者損害賠償責任保険（1 事故につき 1 億円以上）に加入している証明となるもの（保険証券の写し）を提出 すること。

申請者の加盟の可否は、LAR の裁量に委ねられています。LAR に認定された後にのみ、申請者は申請書に記載された全従業員およびインストラクターのためにライセンスを購入することが可能。

5. 禁止事項

個人、グループまたは企業は最初に示した通り、必要な加盟の承認を得ない限りどのような形態であれ、LAR 施設内で営利目的のスノースポーツスクール事業を行う事はできません。

認定の可否に関わらず、以下の事を禁じる：

- ロッテアライリゾート内で、どのような形態であれ、事業のための勧誘および/または宣伝行為を行う事。
企業や個人は活動を行う LAR で、レッスンをしていることを（パンフレットやウェブサイト等で）LAR の許可なく宣伝してはならない。
- 申請時に報告した既定のユニフォームを着用しないでレッスンを実施すること。

6. 適用外

以下の状況においては加盟を必要としません。

- 学校教師が生徒に対して一時的または短期間に教える場合
- 一時的または短期間スキーやスノーボードをしに訪れた団体に同伴し、かつ新潟県内及び長野県内に住していない ガイド・インストラクター
- LAR の公認スノースポーツスクール

7. 取り締まりの施行手順

LAR は、認定スノースポーツスクール・ガイド事業者がライセンスを購入しスクール事業をすることを尊重し、またそれを保護します。ライセンス取締者が、正しいライセンスを保持しているか確認します。ライセンス取締り者は下記の項目を確認します。

- a) ライセンス携帯の有無
- b) 所持者の名前及びカラー写真
- c) ライセンス番号

取締り者が疑わしいと判断した場合、'諮問会案内文書'をロッテアライリゾートスノースポーツ・ガイドスクール加盟システムについての書類と一緒に手渡します。その場では、それ以上の関与はしませんので口論等無いようにご協力ください。違反していると考えられた者は、正しいライセンスを保持している事を証明する為に、LAR 担当者との個別会談を48時間以内に持たなければならない。

※48時間以内に個別会談設定を行わなければ、自動的に対象人物または事業者を無許可営業とみなし、LAR の施設利用を禁止します。

○48時間以内に返答をし、個別会談に応じた場合、下記の結果が考えられる：

1) 対象人物が報酬を得てレッスンまたはガイドを行っていない事を LAR が確認できた場合は何も起こらない。

2) 対象人物が報酬を得てレッスンまたはガイドを行っていたと LAR が確信した場合、本システムへの申請を促し認定事業者となるべく行動してもらう。

➤ もし、対象人物が加盟条件に満たなく、ロッテアライリゾートスノースポーツスクール・ガイドへ加盟できない場合は、スクール及びガイド行為をしてはいけない旨警告する。(警告 1 回目)。尚、スノースポーツ・ガイド事業に従事していないという承認書への署名が必要となる。もし、再度対象人物がスノースポーツ・ガイドを行っていた場合（報酬を得てレッスンを行っていたと LAR が認めた場合）、所持していたリフト券を払い戻しなしで、没収し今後 LAR への出入りを禁止とする。

2 回目の忠告を受けた場合、下記の結果が考えられる

○ 4 8 時間以内に返答をし、個別会談に応じた場合、下記の結果が考えられる：

1) 対象人物が報酬を得てレッスンを行っていない事を LAR が確認できた場合は何も起こらない。

2) 対象人物が報酬を得てレッスンを行っていたと LAR が確信した場合、対象者のリフト券を払い戻しなしで即刻没収する。スノースポーツスクール・ガイド加盟会社の従業員が正しいライセンスを使用していない場合、LAR はその会社、全てのライセンスを払い戻しなしで取り消しをする事が出来る。

スノースポーツスクール・ガイド加盟会社は違反営業をしていると思われる個人を特定し、LAR へ報告できます。

8. 総則

1) 報酬を得て、レッスン又は、ガイドをしていたと LAR が確信した場合及び、ロッテアライリゾートスノースポーツスクール・ガイド加盟定義に反している行動とみなした際、LAR は、その者が所持していたライセンスを払い戻しなしで、即刻停止する権利がある。

2) LAR にライセンスを停止された者は、その翌年はライセンスの購入は不可能となる。

3) LAR は、いつでも「ロッテアライリゾート スノースポーツスクール・ガイド加盟システム」を修正または改定する権利を有します。

4) このシステムの下で加盟を認められたスノースポーツスクールまたは企業ロッテアライリゾートにおいていかなる形であれ、リフト使用・乗車の優先権を得ることはありません。

5) LAR は、ロッテアライリゾートスノースポーツスクール・ガイド加盟システムにて認定されたインストラクターとガイドのみが LAR 施設内で活動が認められる主旨の案内をホームページ及び施設内に掲示します。

別紙

代表者（校長）資格要件

2019-2020

ÖSSV (AUSTRIA) – STAATLICHER

BASI (U.K.) – LEVEL 3

PSIA (U.S.A.) – LEVEL 3

CSIA (CANADA) – LEVEL 3

APSI (AUSTRALIA) – LEVEL 3 TRAINING

NZSIA (NEWZEALAND) – LEVEL 3

※日本国内は SAJ、SIA を指定団体とし、それぞれの団体が設けた規約に則した認定となります。